10　いずれの締約国政府も、商業上又は産業上の利益を追求する等のためにこの協定の規定を利用してはならない。転換等の工程において他の核物質と混合されることにより、この協定の適用を受ける核物質の特定性が失われた場合等には、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により特定することができる。（第一一条関係）

11　この協定の適用を受ける核物質等は、この協定の関係する規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合等には、この協定の適用を受けないこととなる。（第一二条関係）

12　秘密指定を受けている情報は、この協定の下では交換されない。（第一三条関係）

13　この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、相互に協議を行う。この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉等によって解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国政府の要請により、仲裁裁判所に付託される。仲裁裁判所の決定は、両締約国政府を拘束する。（第一四条関係）

14　いずれか一方の締約国政府は、他方の締約国政府がこの協定の一定の規定の遵守を確保しない場合等には、この協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質等の返還を要求する権利を有する。（第一五条関係）

15　両締約国政府は、この協定の下での協力に基づいて生じ、又は移転された知的財産及び技術の適切かつ効果的な保護を確保する。（第一六条関係）

16　この協定は、両締約国政府の書面による合意によって改正することができる。（第一七条関係）

17　この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を外交上の経路を通じて相互に通告した日の後三〇日目の日に効力を生ずる。この協定は二五年間効力を有する。その後は、いずれか一方の締約国政府が六箇月前に書面による通告を与えることにより終了する時まで効力を存続する。

一九九一年四月一八日に作成された原子力の平和的利用の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定は、この協定が効力を生ずる日に両締約国政府の間の関係において終了する。協力の停止又は協定の終了後においても、一定の規定は、引き続き効力を有する。（第一八条関係）

18　附属書Ａは資材及び設備とされるものを、附属書Ｂはこの協定の適用を受ける核物質等が置かれるロシア連邦における施設を、附属書Ｃはこの協定の適用を受ける核物質について確保すべき防護の水準をそれぞれ定めている。

19　この協定に関連し、この協定第五条の実施に関する交換公文が作成されている。

法　律

都市再生特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年四月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第二十六号

都市再生特別措置法の一部を改正する法律

都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節　民間都市再生事業計画の認定等（第二十条―第三十五条）」を「第三節　都市再生安全確保計画等（第十九条の十三―第十九条の十八）」に、「第四節　都市再生事業計画の認定等（第二十条―第三十五条）」を「第四節　民間都市再生事業計画の認定等（第二十条―第三十五条）」に、「第五節　都市再生歩行者経路協定等の特例（第十九条の十三―第十九条の十八）」を「第五節　都市再生歩行者経路協定等の特例（第十九条の十三―第十九条の十八）」に、「第六節　都市再生安全確保施設に関する協定（第四十五条の二―第四十五条の十二）」を「第六節　都市再生安全確保施設に関する協定（第四十五条の二―第四十五条の十二）」に、「第七節　退避経路協定（第四十五条の十三）」を「第七節　退避経路協定（第四十五条の十三）」に、「第二款　退避施設協定（第四十五条の十四）」を「第二款　退避施設協定（第四十五条の十四）」に、「第三款　管理協定（第四十五条の十五―第四十五条の十五）」を「第三款　管理協定（第四十五条の十五―第四十五条の十五）」に改める。

第十四条第三項中「実現する」を「実現し、併せて都市の防災に関する機能を確保する」に改める。

第十五条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　地域整備方針は、大規模な地震が発生した場合における滞在者、来訪者又は居住者（以下「滞在者等」という。）の安全を確保することができるものとなるよう定めなければならない。

第十九条第二項中「民間事業者」の下に「、当該都市再生緊急整備地域内の建築物の所有者、管理者若しくは占有者、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項に規定する鉄道事業者」を加える。

第十九条の二第五項中「第四節」を「第五節」に改める。

第四十五条の二第一項中「この節」を「この章」に改める。

第四十五条の四中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第四十五条の六第四項、第四十五条の七並びに第四十五条の八第一項、第二項、第四項及び第五項中「第四十五条の四第三項」を「第四十五条の四第二項」に改める。

第四十五条の十一第三項中「及び第三項」を削り、同条第四項中「第四十五条の四第三項」を「第四十五条の四第二項」に改める。

第四章第五節を同章第六節とする。

第三十六条の三第一項中「（昭和二十五年法律第二百一号）」を削り、同条第二項中「建築基準法第二条第三十五号に規定する」を削り、「同法」を「建築基準法」に改める。